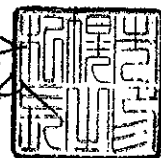


札幌市消防団規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 26 日

札幌市長

秋 元 克 彦



札幌市規則第 24 号

札幌市消防団規則の一部を改正する規則

札幌市消防団規則（昭和 30 年規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 2 中備考以外部分を次のように改める。

別表 2

階級	勤務年数						
	5 年以上	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上	35 年以上
	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	35 年未満	
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

(2) 別表 2 備考 1 ただし書中「はじめて」を「初めて」に改める。

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表 2 の規定は、この規則の施行の日以後に退職する消防団員に係る退職報償金の支給額について適用し、同日前に退職した消防団員に係る退職報償金の支給額については、なお従前の例による。